

事 務 連 絡

平成 27 年 2 月 20 日

各府省庁情報セキュリティ担当課室長 殿

サイバーセキュリティ対策推進会議オブザーバー機関情報セキュリティ担当課室長等 殿

内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター

内閣参事官（政府機関総合対策担当）

ネット上の外部サービス利用による情報漏出の危険性について（注意喚起）

一部で報道されているとおり、政府機関から外部に送信されたメールについて、民間のオンライン翻訳サイトを利用したことに伴い、当該メールが閲覧可能な状態になっていました。

オンライン翻訳サイトをはじめ、主に一般消費者向けにネット上で無料提供されている、ウェブメールサービス、グループサービス、検索サービス、オンラインストレージ、データ転送、ソーシャルメディア、日本語文字入力補助（IME）等のサービスについては、利用の際の情報管理について保証がないことが一般的です。これまでにも、こうしたサービスの不用意な利用により、政府機関の情報が意図せず外部に漏出した例があります。

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 26 年度版）」では約款による外部サービスの利用において要機密情報を取り扱わないよう求めています。職員が業務上、特に要機密情報に関してこうしたサービスを利用することのないよう、不要なサービスへの接続を遮断する等の技術的措置を含め、改めて徹底をお願いいたします。

また要機密情報はもちろん、メールも含め、情報をいったん外部に送信してしまうと、その後は情報の管理が及ばず、第三者に見られるリスクがあるものと十分認識し、送信内容や方法（暗号化など）について細心の注意を払うことが必要です。

以上の旨、各職員向けへの注意喚起方、お願いいたします。

（参考）独立行政法人情報処理推進機構「今月の呼びかけ」

<http://www.ipa.go.jp/security/txt/2014/02outline.html>

本件問い合わせ先

内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター

政府機関総合対策担当 横田、伊奈、石原

(03-3581-3959)